



TWO LANDS製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ1/3

エンドユーザー使用許諾契約書

1. 重要

本エンドユーザー使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）は、正規にソフトウェアを購入し、ソフトウェアの使用権を許諾された個人または法人組織（以下、「お客様」といいます）とTWO LANDSとの間で締結される法的契約です。本契約は、書面または口頭での従来の合意や了解事項に優先します。本ソフトウェアをインストールした時点で、お客様は本契約の各条項に同意されたものとみなされます。

2. 使用許諾

お客様は、本ソフトウェアをオーディオ/ビジュアル作品の制作に個人利用、商用いずれにも使用することができます。ただし、本製品の再販売、サブライセンス、譲渡、移転、または第三者との共有、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルなど、本製品に対する法的に許可されていない行為および本契約で明示的に許可されていない使用は禁止されています。

TWO LANDSは、本ソフトウェアおよび派生物に関連する知的財産権を所有しています。したがって、本ソフトウェアや収録されているサウンド素材の所有権もTWO LANDSの独占的な財産であり、お客様は本契約に従って自身のハードウェアやソフトウェアで本ソフトウェアを使用する権利を有します。本契約で許可されていない権利はすべてTWO LANDSに帰属します。

さらに、サウンド素材の中に、同じフレーズが繰り返される「ループ」と呼ばれるサウンド素材が含まれる場合は、少なくとも2種類以上の他の音色が重ねられている必要があります。また、「ループ」はあくまで楽曲の一部として使用されなければならない単体でお客様の作曲した曲として扱うことはできません。

3. 契約期間、および契約終了

本契約は、本ソフトウェアがインストールされた時点から効力を発揮し、本契約の終了まで有効です。ただし、以下のいずれかが発生した場合、本契約は早期に終了します。(1)お客様が本契約の条項や条件に違反した場合。(2)お客様が所有する本ソフトウェア（コピーを含む）をすべて破棄またはTWO LANDSに返却した場合。ただし、TWO LANDSとサプライヤーの権利およびお客様の義務は、本契約の終了後も有効とします。



TWO LANDS製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ2/3

4. アップデート

TWO LANDSは、本ソフトウェアのパフォーマンスを随時修正する場合がありますが、修正版の提供義務は負いません。新たな技術資産を含むソフトウェアの強化や新機能については、特に明記がない限り、このライセンスの条件に従って提供されるものとします。これらの提供はTWO LANDSの裁量によるものです。

5. 保証の制限

本ソフトウェアおよび付属書類は現状有姿のまま提供されるものであり、一切の保証はされておられません。TWO LANDSは、法的に許容される最大限の範囲内において、明示黙示の如何を問わず、本ソフトウェアに付随する文書の内容や機能がお客様の希望に沿う、あるいは本ソフトウェアの操作においてエラー等が発生しない保証を一切行いません。TWO LANDSはすべての保証を明示的に放棄します。

6. 免責

お客様は、本ソフトウェアの使用によって生じる結果について、TWO LANDSには一切の責任がないことに同意します。また、お客様は、本ソフトウェアの使用や本契約の条件に違反することにより、第三者からクレーム、損害、負債、費用、料金（弁護士費用を含む）に関して、すべての補償を行い、TWO LANDSに対して被害を与えないようにする責任を負います。

7. 責任の制限

本ソフトウェアの使用または動作に関する全てのリスクは、お客様が負担するものとします。TWO LANDSおよびその取締役、役員、従業員は本契約または本製品の仕様または使用不能に起因して発生する、利益の損失や貯蓄の損失を含む派生的、付随、間接、特別、懲罰的損害など、いかなる損害においても一切の責任を負いません。

如何なる理由や法的根拠があったとしても、TWO LANDSが本ソフトウェアに関してお客様および第三者に対して発生する損害賠償責任の範囲は、お客様が本ソフトウェアを購入する際に支払った金額を上限とします。



TWO LANDS製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ3/3

8. 本契約の変更

本契約は、TWO LANDSが同社のウェブサイト 新しい条件を掲載することにより随時変更されることがあります。このような変更は、変更条件が同社のウェブサイトに掲載された日付からすべてのユーザーに適用されるものとします。お客様は、本ソフトウェアを継続して利用することにより、変更やその他の修正に同意し、受け入れたものとみなされます。

9. 譲渡/転売の禁止

本契約は、お客様個人に適用されるものであり、第三者には適用されません。お客様は、本契約やライセンスを第三者に譲渡したり移転したりすることはできません。お客様が勝手に譲渡した場合でも、その行為は無効とされます。本契約の譲渡権や義務の移転権はTWO LANDSが保持しています。本契約の当事者は、本契約が双方の独占的な利益のために存在し、第三者の受益者を認めないことに同意します。

10. 全般

本契約書は、お客様とTWO LANDSとの間で完全な合意のもとで成立するものであり、本ソフトウェアや本契約に関する事前または同時期の書面や口頭での了解事項、提案、説明に優先されます。もし本契約の一部条件が無効または執行不能とされた場合でも、他の条件や条項は引き続き完全な効力を持ちます。

本契約は抵触法の原則に関係なく、日本国の法律に準拠します。TWO LANDSの所在地を管轄とする日本国の裁判所が専属管轄権を有しており、故にお客様は当該裁判所の判決に従うものとします。